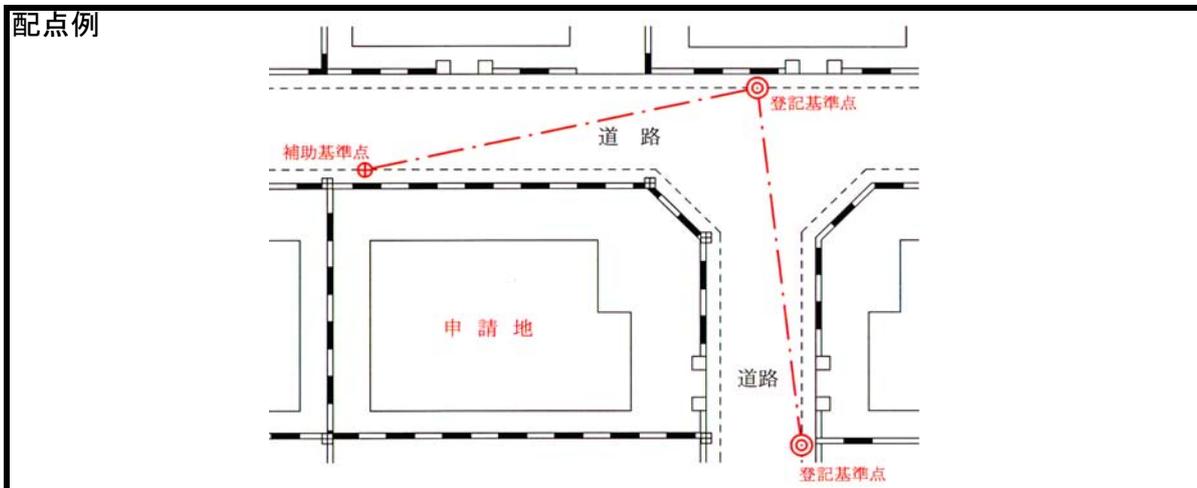


登記基準点設置を承ります。

不動産登記法の改正及び公共測量作業規程の準則の改定に伴い、世界測地系座標での現地測量・地積測量図の作成をおこなう為に必要な登記基準点をお客様ご希望の箇所に設置・VRS方式による観測作業を致します。



登記基準点設置料金

料 金	1点につき18,000円
観測方法	仮想基準点(VRS方式※1)でお客様のご希望の点数(2点以上※2)から設置し観測作業を行います。 ※1 VRS方式は携帯電話による通信、人工衛星を利用し観測する方式です。 ※2 公共測量作業規程の準則で、最低2点は設置する事を原則としています。
メリット	依頼されたVRS方式による、世界測地系座標の登記基準点を設置する事により、トータルステーションによる補助基準点の作業をスムーズに行う事が出来ます。 登記基準点から観測した境界杭については、以後工事等で境界杭が抜けても、容易で正確な位置への復元や土地面積の正確な測定による資産価値の確定と課税の公正性の確保などが大きなメリットとなります。
その他	VRS方式により観測する際、携帯電話による通信・人工衛星の電波を使用し観測をする為、山間部(携帯電話が使用できない箇所)では観測できない場合がありますので、事前にご相談ください。

連絡先

川越市大字的場1281番地21

司測量設計調査株式会社 担当 牛山

049-233-2511(TEL)

049-233-2512(FAX)

tukasa_co@nifty.com

※観測作業(事前調査を含む)に入ってからキャンセルは、キャンセル料金を頂きます。